

2007 冬号（第8号）

四国産業保安情報

■ 巻頭言

- ①年頭所感（原子力安全・保安院長 広瀬 研吉）…………… 1
②年頭所感（中国四国産業保安監督部四国支部長 折田 憲一）…………… 3

■ トピックス

- 東南海・南海地震を想定した長期広域停電障害の影響等に関するアンケート調査結果について…………… 4

■ 規則改正情報

- 「ガス事業法施行規則」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」等の改正について…………… 9

■ 行事報告

- ①平成18年度ガス保安功労者原子力安全・保安院長表彰式開催結果…………… 11
②平成18年度高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰式開催結果…………… 13
③平成18年度全国鉱山保安表彰式開催結果…………… 15
④平成18年度四国地区ダム水路主任技術者会議開催結果…………… 16
⑤平成18年度下期高知地区保安懇談会開催結果…………… 16
⑥保安技術職員等研修「災害事例研究」開催結果…………… 17

■ お知らせ

- ①～ガスをご利用の皆さまへ～ガス事故を防ぐための注意事項…………… 18
②高松サンポート合同庁舎に移転しました…………… 19

■ 組織

- ①中国四国産業保安監督部四国支部職員人事異動…………… 21
②中国四国産業保安監督部四国支部組織図…………… 22
③中国四国産業保安監督部四国支部職員（平成19年1月10日現在）…………… 23

■ 行事予定 平成19年1～3月行事予定…………… 23

■ 災害・事故情報

- ①平成18年四国管内電気事故発生件数（10～12月）…………… 24
②平成18年四国管内事故発生件数（1～11月）…………… 24
③平成18年四国管内鉱種別鉱山災害発生状況（1～11月）…………… 24

■ 編集後記…………… 25

■ 災害・事故等発生時の緊急連絡先…………… 25

中国四国産業保安監督部四国支部発行

年頭所感



原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

平成19年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

原子力安全・保安院は、本年1月で6年目を迎えますが、設立当初に定めた4つの行動規範「強い使命感」「科学的・合理的な判断」「業務執行の透明性」「中立性・公正性」に則り、原点に立ち返り、国民の安全確保に取り組んでまいっている所存です。

昨年は、国民の安全・安心に関わる様々な問題が生じました。原子力安全・保安院としては、安全規制に携わる行政機関として、その責任の重要性を常に認識し、業務に取り組んでまいります。

特に、昨年7月に公表したパロマ工業株式会社製のガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故では、長期にわたり21名の尊い命が失われました。経済産業省としても、事故情報の収集・分析など、その対応において反省すべき点がありました。そのため、徹底した事故原因の究明を行うとともに、事故の再発防止のため、製品全般の安全確保策を検討し、31項目からなる対策をとりまとめました。年末には、消費生活用製品安全法や都市ガス・LPガスの分野における省令改正を行い、事故対応を強化いたしました。

こうした取り組みを通じて、原子力安全・保安院としても、職員の一人一人が、国民の安全を確保するとの高い使命感を持ち、対策を確実に実施していくことについての思いを新たにしたところです。

本年も、引き続き、高い意識を持ち、原子力安全、産業保安両分野における安全確保に万全を期してまいります所存です。

まず、原子力の安全規制に目を転じますと、昨年は、原子力安全委員会により「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（耐震指針）の改訂がなされました。原子力安全・保安院では、従来の耐震指針に基づいて作られている既設プラントの耐震安全性に問題はないと考えていますが、改訂の趣旨を踏まえ、稼働中・建設中の原子力発電所等について、耐震安全性の確認を行ってまいります。具体的には、各事業者の行う耐震安全性の評価結果について、厳正なチェックを行うこととしています。

また、本年は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（原子炉等規制法）の改正を提案したいと考えております。

改正の具体的内容である高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制については、これまで、審議会等において、国際的整合性等も考慮した議論を行ってまいりました。こうした検討結果を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の処分における安全が確保されるよう、また、併せて核物質防護についても適切な措置がとられるよう、合理的な規制制度の整備に向けて、原子炉等規制法の改正を行うとともに、必要な政省令、技術基準等の整備・改正を行っていきたいと考えております。

昨年来検討を行っている、原子力発電所の検査制度については、平成15年に新しい検査制度を導入したところですが、科学的、合理的な観点からさらなる安全の向上を図るため、検査制度の改善の方向性について検討を行ってまいりました。昨年9月にとりまとめた報告書では、①高経年化対策の強化のため、一律の検査からプラント毎のきめ細かい検査への移行、②運転中、停止中を問わず事業者の保安活動における安全確保の徹底、③事故・トラブル等の未然防止の徹底のための根本的な原因分析の実施、といった方向性を示したところです。今後、平成20年度からの制度の実施を目途として、引き続き準備を行ってまいります。

さらに、本年は、こうした我が国の原子力安全規制について、国際原子力機関（IAEA）の実施する原子力安全規制に係る法制度、組織等についての総合的なレビュー（IRRS）を受け入れることを予定しています。

産業保安分野では、近年、プラントの爆発・火災等の産業事故やコンプライアンスに係る問題などが多発しています。このような状況にかんがみ、原子力安全・保安院では、産業保安分野における事業者の安全文化の向上に関する検討を行い、昨年末に報告書をとりとまとめたところです。

同報告書では、高圧ガス、電力、一般ガス、鉱山の産業保安の主要分野を対象に、事業者の安全文化の向上が図られる環境を整えて行くための今後の産業保安行政の方向性として、事業者の保安確保の取り組み内容に応じた保安規制の多様化や、事後チェック・事故等の調査の充実による事業者の取り組みの確認などが重要であるとの検討結果をとりとまとめたところです。これを受けて、今後、各分野における具体的な諸課題への対応を進めていくこととしております。

なお、昨年10月末以降、電気事業者による発電設備に関する一連のデータ改ざんなどの問題が明らかになっています。現在、原子力安全・保安院では、一般電気事業者等に対して、このような問題についての総点検を指示しているところですが、各社の取り組みを注視し、厳正に対応していく所存です。

このように、原子力安全・保安院では、これまで、原子力安全、産業保安の両分野において、前述しました4つの行動規範に基づいて、安全規制の厳格な実施や、その不断の見直し、国民の皆様への説明責任の履行などに取り組んでまいりました。本年も引き続き、国民の皆様から信頼を得られるよう、緊張感と責任感をもって安全確保に取り組んでまいりる所存です。

最後に、皆様の御健勝と御発展を祈念し、私の新年の挨拶とさせていただきます。

年頭所感



中国四国産業保安監督部四国支部長 折田 憲一

平成19年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

当支部は、ご案内のとおり、昨年12月にこれまで住み慣れた番町の庁舎から、JR高松駅近くの高松サンポート合同庁舎に移転いたしました。また、本年は、産業保安監督部の発足から3年目であり、地に足のついた産業保安監督行政を着実に遂行していかなければならないものと考えており、この新庁舎移転と併せ、新たな歩みをこれから刻んでいくことになると思うと、身の引き締まる思いであります。

さて、昨年は電気式浴室換気乾燥暖房機による焼損事故、パロマ工業製瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故などが明らかになるとともに、会社のコンプライアンス問題が厳しく問われた年でもありました。

これら事案の背景には、事業者の「安全文化（保安法令の遵守を含め、安全確保の取組みが自律的かつ継続的に最優先でなされるような組織としての行動原理）」に関する問題も存在しており、事業者による安全文化の醸成・向上に向けた取組みを、いかに的確に進めていくかが課題となっています。

先日、総本山善通寺執行長 樫原禪澄氏の講話を聴く機会があり、その中で、弘法大師空海さんの座右の銘（中国後漢の崔子玉）について話をされておりました。それは、

無道人之短（他人の短所や過失、不得手なことをいってはならない。）

無説己之長（自分の長所や手柄ばなしをして自慢してはならない。）

施人慎勿念（他人に施与したり、世話をしたことは口に出さず、いやしくもいつまでも心の中に思うてはならない。）

受施慎勿忘（他人より施与を受けたり世話になったことは決して忘れてはならない。）でした。煩惱多き我が身ですので、とても日々、これらを励行できるものでないことは自明の理であります。ただ、最後の「受施慎勿忘」は自分なりに解釈して多少なりとも実行できないものかと思案しています。

これまで産業保安に携わってこられた先輩諸兄の業績や辛抱強く教育して頂いたことに感謝し、曲がりなりにも受け継いできたものを汚すことのないように、また、それらを次の世代にバトンタッチしていかなければならないものと心を新たにしているところです。

最後に、今年一年、皆様のご多幸と、ご安全を心から祈念して年頭の挨拶とさせていただきます。